千葉市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化対策の強化、及び高齢化が進む住宅団地の活性化を図るため、婚姻又はパートナーシップ宣誓(以下「婚姻等」という。)を機に新生活に係る住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を、予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 新婚等世帯 下記のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
 - イ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に千葉市又は「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結している地方公共団体にパートナーシップ宣誓をしたカップル。
 - (2) 住居費 下記のいずれかに該当する費用をいう。
 - ア 婚姻等に伴い住宅を取得する際に要した費用で、建物の購入費を対象とする。
 - イ 婚姻等に伴い住宅を賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介 手数料を対象とする。ただし、婚姻等を機に夫婦又はカップル(以下「夫婦等」とい う。)の一方が婚姻等の前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や、婚姻 等の前から夫婦等が同居している物件の場合、下記のいずれかに該当する費用を対 象とする。
 - (ア) 夫婦等の一方が婚姻等の前から賃借していた物件の場合、婚姻等を契機とした 同居開始後に生じた費用。ただし、婚姻等の前に生じた費用は、契約書等で婚姻 等を前提に同居していることがわかる場合のみ対象とする。
 - (イ)婚姻等の前から夫婦等が同居している物件の場合、婚姻等の後に生じた費用。
 - (ウ)婚姻等を機に新たに物件を賃借する場合、同居開始日(賃貸借契約日)から生じた費用。ただし、婚姻等の前に生じた費用は、契約書等で婚姻等を前提に同居していることがわかる場合のみ対象とする。
 - (3) 引越費用 婚姻等に伴い住居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
 - (4) リフォーム費用 婚姻等に伴い住居をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の 機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう

- (5)高経年住宅団地 居住促進区域(居住誘導区域)内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた住宅団地・地区の内、別紙に示すものをいう。 (補助対象世帯)
- 第3条 補助金の交付を受けることができる新婚等世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。
 - (1) 下記により算出した世帯の所得が500万円未満であること。

(世帯の所得の算出方法)

所得証明書をもとに、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の夫婦等の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

- (2) 婚姻等時に、夫婦等双方の年齢が39歳以下であること。
- (3) 入居対象となる住居が千葉市内の高経年住宅団地であること。
- (4) 夫婦等がともに千葉市に住民登録を有し、申請時に夫婦等双方の住民票の住所が入居 対象となる住居の住所となっており、かつ申請日より2年以上継続して居住する意思 があること。
- (5) 夫婦等の双方又はいずれかが、婚姻等を機に(婚姻等前から1年以内を含む。) 高経 年住宅団地以外から高経年住宅団地へ転居していること。
- (6)過去にこの制度、千葉市三世代同居・近居支援事業及び千葉市子育て世帯住替え支援 事業に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 市税(延滞金を含む。) の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (9) 本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、1 世帯当たり30万円(婚姻等時における夫婦等の年齢がともに29歳以下である新婚等 世帯にあっては、60万円)を上限とする。
- 2 前項に規定する補助金の額に1, 00 0円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 住居費、引越費用及びリフォーム費用の補助にあたっては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた支出を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する費用は補助対象外とする。
- (1)賃貸費用について勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該 手当分

- (2) 他の公的制度による家賃補助等の交付を受けた経費 (補助金の交付申請等)
- 第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、千葉市結婚新生活 支援事業補助金交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。
 - (1)婚姻等を証明する書類(戸籍謄本や婚姻届受理証明、パートナーシップ宣誓証明書の 写し、パートナーシップ宣誓証明カードの写し等)
 - (2) 新婚等世帯の住民票
 - (3) 新婚等世帯の総所得がわかる書類
 - (4) 市税(延滞金を含む。) の滞納がないことを証明する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)
- (6) 入居対象となる住居の売買契約書の写し(住居を購入した場合)
- (7) 入居対象となる住居の請負契約書の写し(住居を新築した場合)
- (8) 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し(住居を賃借している場合)
- (9) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居を賃借している場合)
- (10) 住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書 類
- (11) 引越しに係る領収書の写し(引越費用に係る補助金の交付を申請する場合)
- (12) リフォームに係る領収書の写し(リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合)
- (13) リフォーム工事の契約内容が確認できる工事請負契約書又は請書の写し(リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合)
- (14)誓約書(様式第3号又は様式第3号の2)
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第2号、及び第3号、第4号に掲げる書類は、個人情報確認同意書(様式第4号又は様式第4号の2)の提出により省略することができる。

(交付決定通知等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第5号)により、速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めた ときは、千葉市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知す るものとする。

(交付の請求)

第7条 補助対象者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千

葉市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

- 第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の 全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2)補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- 2 規則第17条第3項の規定による取消しは、千葉市結婚新生活支援事業補助金交付決 定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に 交付されているときは、すみやかに当該補助金を返還しなければならない。
- 2 規則第18条第1項の規定による返還の命令は、千葉市結婚新生活支援事業補助金返 還命令書(様式第9号)による通知するものとする。

(報告等)

- 第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、 補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることがで きる。
- 2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年8月23日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年5月20日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 高経年住宅団地一覧

| <u> </u> | <u>, </u> | 所在地(※) |
|-------------------|--|------------------------|
| 住宅団地・地区名称 | 区 | 町丁目・大字 |
| | | 東千葉1丁目の一部 |
| 東千葉地区 | 中央区 | 東千葉2丁目の一部 |
| | | 東千葉3丁目の一部 |
| 横戸台団地 | | 横戸台 |
| | | こてはし台1丁目 |
| | | こてはし台2丁目の一部 |
| こてはし台団地 | | こてはし台3丁目 |
| | | こてはし台4丁目の一部 |
| | 花見川区 | こてはし台5丁目 |
| # B W G W | - | こてはし台6丁目 |
| 花見川団地 | - | 花見川 朝日ヶ丘2丁目 |
| にれの木台団地 西小中台団地 | 1 | 西小中台 |
| | - | さつきが丘1丁目の一部 |
| さつきが丘団地 | | さつきが丘2丁目 |
| 柏台地区 | | 柏台 |
| | 拉人口 | 千草台1丁目 |
| 千草台団地 | 稲毛区 | 千草台2丁目 |
| あやめ台団地 | | あやめ台 |
| | | 都賀の台1丁目 |
| 都賀の台団地 | | 都賀の台2丁目 |
| 斯英 切日因地 | | 都賀の台3丁目 |
| | | 都賀の台4丁目の一部 |
| 北大宮台団地 | 1 | 北大宮台の一部 |
| 若松台団地 | | 若松台1丁目の一部 若松台2丁目の一部 |
| 石松台凶地 | | 岩松台3丁目の一部 |
| 大宮台団地 | - | 大宮台1丁目 |
| | | 大宮台2丁目 |
| | | 大宮台3丁目 |
| | | 大宮台4丁目 |
| | | 大宮台5丁目 |
| | | 大宮台6丁目 |
| | | 大宮台7丁目の一部 |
| | | 千城台東1丁目 |
| | | 千城台東2丁目 |
| | | 千城台東3丁目 |
| | | 千城台東4丁目の一部 |
| | | 千城台西1丁目 |
| | 若葉区 | 千城台西2丁目 千城台西3丁目の一部 |
| 千城台団地 | | 千城台南1丁目 |
| 1 W 1 H 2 | | 千城台南2丁目 |
| | | 千城台南3丁目の一部 |
| | | 千城台南4丁目の一部 |
| | | 千城台北1丁目の一部 |
| | | 千城台北2丁目 |
| | | 千城台北3丁目 |
| | | 千城台北4丁目 |
| | | 小倉台1丁目の一部 |
| | | 小倉台2丁目の一部 |
| 小倉台団地 | | 小倉台3丁目 小倉台4丁目 |
| 1. 9 日 南 46 | | 小倉台5丁目 |
| | | 小倉台6丁目の一部 |
| | | 小倉台7丁目 |
| • | • | |

| <u> </u> | 1 | a 1 / 4 = = = +0 |
|-------------------------|-----|------------------|
| みつわ台団地 | | みつわ台1丁目の一部 |
| | | みつわ台2丁目 |
| | | みつわ台3丁目 |
| | | みつわ台4丁目 |
| | | みつわ台5丁目 |
| 大木戸台団地 | | 大木戸町の一部 |
| 大椎台団地 | 緑区 | 大椎町の一部 |
| 越智はなみずき台団地 | | 越智町の一部 |
| | | 高洲1丁目 |
| 海浜ニュータウン(1_高洲) | | 高洲2丁目 |
| | | 高洲3丁目 |
| | | 高洲4丁目 |
| 海浜ニュータウン(2_高浜) | | 高浜1丁目 |
| | | 高浜2丁目 |
| | | 高浜3丁目 |
| | | 高浜4丁目 |
| | 美浜区 | 高浜5丁目 |
| | | 高浜6丁目 |
| 海浜ニュータウン(3_真砂) | | 真砂1丁目 |
| | | 真砂2丁目 |
| | | 真砂3丁目 |
| | | 真砂4丁目 |
| | | 真砂5丁目 |
| 海浜ニュータウン(4_磯辺) | | 磯辺1丁目 |
| | | 磯辺2丁目 |
| | | 磯辺3丁目 |
| | | 磯辺4丁目 |
| | | 磯辺5丁目 |
| | | 磯辺6丁目 |
| | | 磯辺7丁目 |
| | | 磯辺8丁目 |
| 幸町団地 | | 幸町2丁目 |
| 幸町東地区 | | 幸町1丁目5 |
| | | 幸町1丁目7 |
| | | 幸町1丁目8 |
| 稲毛海岸地区 | | 稲毛海岸1丁目 |
| | | 稲毛海岸2丁目 |
| | | 稲毛海岸3丁目 |
| | | 稲毛海岸4丁目 |
| | | 旧 |

^{(※) 「●●}の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、

千葉市立地適正化計画による居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地 又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。